



向寒の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

**年末調整の資料は12月上旬必着!** でご提出いただけますようお願い申し上げます。

## 重要情報

### 1. フリーランス法11/1より施行

同法施行により事業者が個人事業主や一人会社に仕事を発注する際に取引条件を明示した書面の交付などが義務付けられ、不当要求も厳しく規制されます(罰金あり)。対象者は業種を問わず、一人親方や士業者なども含まれます。

### 2. 死亡年の生前贈与と贈与特例

生前贈与をした年内に相続が発生した場合、贈与がなかったものとされ相続財産に含めて相続税申告するため、贈与税申告は不要となりますが、住宅取得等資金非課税贈与などの特例を適用する場合は、贈与税申告が必要です。

### 3. 死亡等で扶養親族の所属変更後も定額減税対象

夫が死亡し子が妻の扶養に所属替えとなっても、死亡した夫の準確定申告等で定額減税の対象人数に含まれ、かつ、妻の年末調整等での減税対象にも含まれますので、夫と妻それぞれで子の定額減税を受けられることとなります。

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バナー)



シルクロード横断! 悠々悪食紀行(2008年)

このコーナーではわたしが2008年夏から冬にかけ、中国の西安市からトルコのイスタンブールまで陸路で旅をした際の写真などを掲載していきます。旅のルールは、ローカルの交通手段で移動する、というものです。観光だけに終始せずなるべく地元の人の生活に近付いてみるということもテーマでした。まずは秦の始皇帝が祀られる古代中国シルクロード起点の街、長安(現西安市)に降り立ちます。中国を旅行するのはこれが初めて。似たような顔つきなのに、人々の生きるパワーやあらゆる意味での雑さに驚かされました。



## 12月のイベント

- ・給与所得者の年末調整  
(保険料控除証明の提出)  
(住宅ローン関係書類提出)  
(来年度の扶養用紙の提出)
- ・固定資産税第3期納付



## 税金マメ知識

- 一括譲渡土地家屋の消費税で国勝訴  
東京高裁はR6.5.30に、法人が一括譲渡した土地と建物の対価の内訳につき一番に続き控訴人(納税者)の控訴を棄却(R5年(行)第176号)しました。控訴人X社は土地付き中古建物を仕入れ、リフォームを実施して建物価値を上昇させたうえで土地建物を一括譲渡、対価の内訳は過去販売物件の固定資産税評価比率で計算し契約書に明記していました。税務署はこれを認めず建物価値上昇を織り込むために売上原価比率で更正処分します。X社は当事者間で合意した対価であると主張しましたが、一番二番とも当事者間で合意された価格は消費税法の趣旨に反するとして消令45(合理区分されていないとき)に該当すると判断し、国側の算出方法を合理的と評価したため、納税者が敗訴しました(6/5現在X社上告なし)。

## 晩酌のじかん

今年の11月は何か業務が集中しています。加えて定額減税という愚策の年末調整業務にも追われます。年末調整の用紙も年々複雑さが増し、普通の人の理解を超えています。一方、少数と党が刺激になって年収の壁に議論が向いたのはわずかな希望でしょうか。同時に主婦年金にもメスが…現政権には日和らずに改革を断行してもらいたいものです。そう、この話は居酒屋での与太話みたいなもんです。



## ☆事務所からの連絡☆

年末調整を依頼されるお客さまは、**保険料控除の資料**、**【扶】などの各種用紙**、**源泉対象の給与や報酬の資料**を『**お早めに!**』ご提出ください

## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540  
🌐:<https://ksk.red/>  
✉:[tax.akahane@ksk.red](mailto:tax.akahane@ksk.red)